

資 料

<目 次>

10年間の取り組み・まちなみの変化	36
景観まちづくりに役立つ情報.....	47



10年間の取り組み・まちなみの変化

(1) 10年間の取り組み

①景観まちづくりの共有

【豊中市都市デザイン賞・豊中まちなみ市民賞】

都市景観表彰事業として、市内の景観形成に寄与していると認められる建築物や活動を公募、有識者が選定し、市長が決定・表彰する「豊中市都市デザイン賞」及び、市民の身近な景観で「いいね！」と感じ、人も教えたい景観スポットを公募、市民投票で選定し、発表する「豊中まちなみ市民賞」を実施しました。

第9回豊中市都市デザイン賞 令和3年度（2021年度）

○建築物等 5件



アトリオみなみおかこども園



街区名称「SENRITO」、商業施設名称
「SENRITO よみうり」、住宅施設名称
「シェリアタワー千里中央」



アサヒファシリティズ蛍池寮 楓



新千里南町の二世帯住宅



グランダ豊中

○活動 4件



アジサイの植樹・管理および
竹林の管理、散歩道の掃除など



まち歩き案内を通して
豊中の魅力発信活動



千里川および遊歩道の
清掃と花壇活動



公園の清掃および花壇の
花苗の植替えや育成管理

第8回豊中市都市デザイン賞 平成28年度（2016年度）

○建築物等 6件



村田マンションアーティストコート



大正製薬株式会社 関西支店



梅花中学校・梅花高等学校
(円形校舎)



前田内科



あつぶるこども園



東豊中クラスヒルズ

○活動 6件



地区計画・都市景観形成推進地区



周辺地域の水辺と
緑のネットワーク形成



千里キャンドルロード



花壇の花苗の植替えや
育成管理および周辺の清掃



市民団体による草花等の
育苗や花壇活動



天竺川の清掃と
「天竺川鯉のぼり風舞いフェア」
の実行

第2回豊中まちなみ市民賞 令和3年度（2021年度）

○受賞作品 175件

第1回豊中まちなみ市民賞 平成28年度（2016年度）

○受賞作品 160件

【豊中かいわいスケッチ】

豊中市内のさまざまな美しい景観をスケッチする市民講座を開催し、景観スポットの再発見を行うとともに、参加していただいた皆さんとの作品展を庁舎市民ロビーで実施し、広く市民や事業者などに景観スポットの周知・PRを行いました。

平成 24 年度（2012 年度）～令和 4 年度（2022 年度）



【都市景観形成建築物等の指定】

豊中市都市景観条例第 27 条第 1 項に基づき、都市景観の形成上保存する価値があると認める物件（樹木）を、都市景観形成物件として指定しました。



都市景観形成物件（樹木）
指定番号第 3 号 渡場のクスノキ

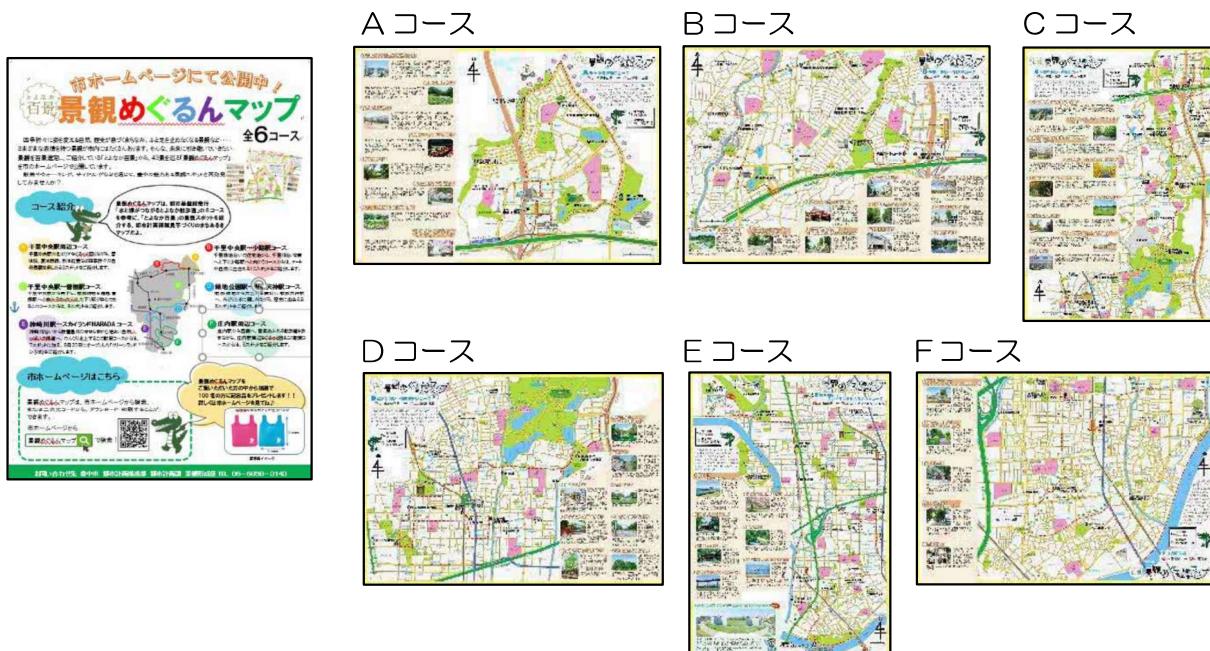
令和 2 年（2020 年）指定

場所：豊南町東 3 丁目

明治末期まで神崎川の高川河口あたりで運行されていた「目いぼの渡し（小曾根の渡し）」の渡し場からほどなく近いところにあり、当時は遠方から来る舟や神崎川を渡る人々の目印となっていました。

【景観めぐるんマップ】

都市基盤部発行の「水と緑がつながるとよなか散歩道」の6コースを参考に、「とよなか百景」の景観スポットを紹介し周知を行うことを目的に令和2年度（2020年度）に作成しました。



【とよなか百景モバイルスタンプラリー】

都市基盤部発行の「水と緑がつながるとよなか散歩道」の3コース沿いの「とよなか百景」20景を巡り、スマートフォンでスタンプを集めモバイルスタンプラリーを令和元年度（2019年度）に実施しました。



【とよなか百景リニューアル】

豊中市の中でも特に優れた景観スポットを集めた「とよなか百景」を平成 29 年度（2017 年度）にリニューアルしました。



【能勢街道ごろく、豊中まちあるきマップ】

小学生と能勢街道のまちあるきを行い、身近な景観に触れながら景観への意識を醸成することを目的に能勢街道ごろく、まちあるきマップを平成 26 年度（2014 年度）に作成しました。



②景観スタイリストの支援

【景観スポットまちあるき】

中学校、高等学校と連携し、専門家による案内を受けながら景観スポットのまちあるきとスケッチを行い、スケッチ作品の展示会を開催するとともに掲載した冊子を作成、配布しました。

平成 30 年度（2018 年度）～令和 5 年度（2023 年度）



まちあるき風景



スケッチ原画展



スケッチブック、まちあるきブック

【景観学習会】

小学生を対象に景観への意識を醸成することを目的に学習会を行いました。

平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）

<学習内容>

- ・まちの「色」をみつけよう
- ・まちなみをつくってみよう
- など

参加児童(小学 1 年生～6 年生)



③重点的な地区の景観形成の推進

【都市景観形成推進地区の指定】

地域の景観特性をいかしたまちづくりの重点的な取り組みに向け、豊中市都市景観条例に基づく都市景観形成推進地区を7地区指定しました。

地区指定については61ページ参照

④普遍的な取り組み

【出前講座】

平成28年度（2016年度） 永楽荘桜自治会

平成29年度（2017年度） 永楽荘桜自治会

平成30年度（2018年度） 新千里南町3丁目自治会、東豊会

令和元年度（2019年度） 新千里西町3丁目自治会



【景観セミナー】

平成28年度（2016年度）に第8回豊中市都市デザイン賞の表彰式典にあわせて、シンポジウムを開催しました。



〔内容〕

- ・記念講演

「夢いっぱい・魅力いっぱい豊中！」

- ・パネルディスカッション

「楽しみながら見つけよう！

好感・共感・素敵な景観」

(2) 10年間のまちなみの変化

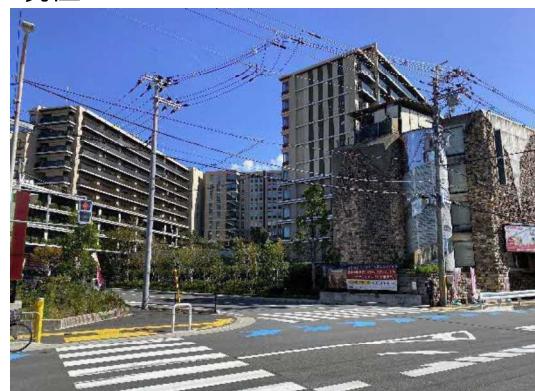
【住宅のまちなみ】

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

当初



現在



当初



現在



【都市の顔のまちなみ、地域の顔のまちなみ】

SENRITO

当初



現在



庄内コラボセンター（ショコラ）

当初



現在



文化芸術センター

当初



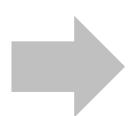
現在



【複合機能のまちなみ】

穂積蘿江線

当初

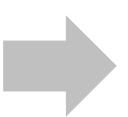


現在



三国塚口線

当初

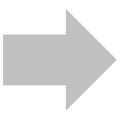


現在



庄内西町第3号線

当初

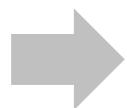


現在



庄内北回り線

当初

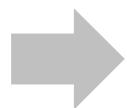


現在



音大通り線

当初



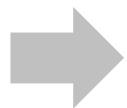
現在



【工場倉庫のまちなみ】

クリーンランド

当初



現在





景観まちづくりに役立つ情報

(1) 景観まちづくりに取り組んでいる団体

①まちづくり活動団体

まちの将来像を地域ぐるみで「まちづくり構想」にまとめ、実現化に取り組んでいるまちづくり協議会や、地域のまちづくり活動を行っている団体（まちづくり研究会）があります。

※お問い合わせは都市計画課まで

団体名	活動概要
豊中駅前まちづくり推進協議会	阪急豊中駅前のまちづくりを考える住民組織として、平成5年2月に市の条例に基づく協議会の認定を受け、平成7年6月には、「まちづくり構想」を市長に提案し、交通混雑の解消と安全な歩行者空間の確保を目標に活動を行っています。 http://toyonaka-machikyo.com
おかまち・まちづくり協議会	平成9年7月、「まちづくり構想」を市長に提案。商店街を中心とした、だれにでもやさしく歩きやすい通りづくりの検討をはじめ、能勢街道、手塚治虫さんといった歴史や文化の地域資源をいかしたまちづくりを行っています。令和元年には商店街でいち早くキャッシュレス決済の導入や、コロナ禍においてもオンラインイベントの開催など、商業やまちの活性化に取り組んでいます。
まちづくり協議会 そね 21 の会	平成18年7月、「まちづくり構想」を市長に提案。阪急曾根駅西側を活動範囲として「おもしろまちづくり」をキャッチコピーに、「駅前・商業」「道路交通」「住環境」「生活文化」「地域コミュニティ」の5つのテーマを柱に活動を展開しています。 平成24年から協議会としての活動は休止しています。
豊中ロマンチック街道21世紀の会・商店会	平成元年に発足した「豊中ロマンチック街道21世紀の会」を母体として、平成12年に北摂（豊中）を代表する街としてロマンチック街道まちづくり憲章の精神のもと、時代にマッチした最先端を行く商店会をめざし、ロマンチック街道商店会を結成、当商店会を中心に活動しています。
曾根まちづくり研究会	阪急宝塚線の高架化にあわせて、暖かく、楽しめるまちにしようと、曾根駅東側の商業者がまちづくりの勉強会を始め、平成2年に「SS（曾根・商業）プロジェクト」を結成しました。 「光のまちづくり」をテーマにした駅前イルミネーションや、曾根駅前地域の活性化や将来についてのアンケート調査、駅前広場や高架下利用について検討をする中で、住民にも参加を呼びかけ、平成5年には「曾根まちづくり研究会」に改めました。現在、夢の樹ひろばでのクリスマスイベントやサマーフェスティバル等のイベントを行っています。
永楽荘桜自治会	桜並木に彩られた低層戸建住宅地の住環境保全と次世代への継承を目的とした活動を始められ、平成8年に景観形成協定を締結されました。また、平成27年には協定が有効期限を迎えることを契機として、新たなルールの導入の検討を進め、住民発意の「地区計画」と「都市景観形成推進地区（景観計画）」を策定しました。令和4年には独自に運用してきたルールである「景観形成ガイドライン」を条例に基づくルールとして登録するため、地区まちづくり団体にも登録しています。住民が主体となって、様々な支援制度を積極的に活用しながら、地域の安心・安全に継続して取り組まれています。

（令和5年9月末時点）

また、住環境の整備と災害に強いまちづくりに向けた活動を行っている再開発協議会・まちづくり協議会があります。

※お問い合わせは都市整備課まで

団体名	活動概要
庄内南部地区再開発協議会	「豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画」の実現に向け、住環境の整備と災害に強いまちづくりに取り組む住民組織として設立されました。
庄内北部地区再開発協議会	
庄内西部地区再開発協議会	
庄内東部地区再開発協議会	
豊南町地区まちづくり協議会	現在では、住民の防災意識の向上、市で実施する事業等の周知・意見交換を行っています。

(令和5年9月末時点)

②違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）

豊中市は、違法な簡易広告物の除却を地域団体等に委任しています。平成16年(2004年)2月13日に制度の発足式を行い、「とよなか美はり番」の愛称で活動を開始しました。地域のみなさんによる地域に密着した活動をとおして、違法な屋外広告物を許さない地域環境づくりを進めています。

※お問い合わせは美化推進課まで

団体名	活動場所
新千里南町3丁目住宅自治会	新千里南町3丁目住宅地域及び隣接道路
上野丘自治会	自治会区域内の主要道路
野畠地区連合自治会	野畠小学校区内の主要道路
新千里北町美はり番グループ	新千里北町及び桙ノ木公園周辺道路
大阪府宅地建物取引業協会北摂支部	私鉄各駅周辺区域
(公社)全日本不動産協会北大阪支部	私鉄各駅周辺区域
夕日丘二丁目自治会	自治会区域内の周辺道路

(令和5年9月末時点)

③まち美化活動協定団体

地域で美化活動を行うことについて協定を締結し、市の認定を受けた活動団体の支援を行っています。

※お問い合わせは美化推進課まで

団体名	協定内容
服部西四町会	不法投棄監視、防犯・防災活動
利倉西自治会連合会	ポイ捨て防止、広告物監視、防犯・美化活動
三和自治会	不法投棄、ポイ捨て防止、防犯活動
城山町2丁目自治会	清掃活動
栗ヶ丘自治会	清掃活動、防犯活動
夕日丘1丁目自治会	清掃活動、防犯活動
新千里東町地域自治協議会	清掃活動、防犯活動

(令和5年9月末時点)

④アダプト活動、アドプト・ロードおよびアドプト・リバー

豊中市では、平成13年度(2001年度)に導入し、令和5年(2023年)9月末現在、46団体が活動されています。

清掃などの内容について、地域団体と市の間で覚書を交わし、団体は定期的な清掃・美化活動、市は清掃後のごみ回収など、双方が取り決めて沿って活動します。このほか市では、活動団体名を表示したサインボードを設置したり、活動に必要な清掃用具の貸出しも行っています。

※お問い合わせは美化推進課まで

アダプト活動

団体名	活動場所
曾根東町2丁目自治会	曾根東町2丁目内の公園、道路等
そね坂通り商店会	曾根商店街及び阪急高架下フラー・ポット
岡町桜塚商業団体連合会	岡町・桜塚商店街通、原田神社・桜塚公園周辺
新田小学校PTA新和会	新田小学校校区内
新千里東町地域自治協議会環境委員会	東丘小学校校区内
上野丘自治会	自治会区域内の主要道路
米田産業株式会社	事業所(原田中2丁目)周辺及び勝部1・2丁目
西丘男ボラの会	市道新千里5号線、千里西町公園ほか
北緑丘サンサングループ	野畠橋交差点から緑丘5丁目交差点
クリーンロード緑地	国道176号線曾根信号から服部緑地までの歩道
天竺会	市道神崎刀根山線(浜1・2丁目)沿いの歩道ほか
長寿友の会	服部本町2丁目
緑丘サンサングループ	緑丘4丁目交差点から少路駅周辺
大阪信用金庫 豊中支店	支店周辺の勝部寺内線
ひまわりグループ	神崎刀根山線(夕日丘1丁目交差点～八坂橋交差点東側・八坂橋交差点～熊野町1丁目交差点西側)
旭丘連合自治会(旭丘を美しくする会)	旭丘中通市道両側(旭ヶ丘橋からイカリスーパーまでの区間)
大阪府立豊島高等学校硬式野球部	緑丘千里西町線(北緑丘3丁目交差点～千里西町外回り線と交差する三又路までの区間)
株式会社ジェイコムウエスト北大阪局	新千里5号線(千里アートロード)(新千里東町1交差点～新千里西町1-1先の歩道)
株式会社精研大阪支店	松葉通り唐川線
株式会社ビ・ハウスキリンの会	曾根箕面線(梅花学園北交差点～北桜塚4丁目交差点間の歩道)
尼崎信用金庫豊中島江支店	阪急西側南線 島江町第7号線 庄内中央緑道2号線
関西電力送配電株式会社北摂配電営業所	神崎刀根山線(小曾根4丁目交差点～高川歩道橋間の歩道)浜第3号線 浜第31号線・浜第37号線
大商学園高等学校	阪急服部天神駅～大商学園高等学校の通学路、豊島公園周辺、高等学校周辺の道路
ブリヂストンタイヤ北大阪販売株式会社	服部団地高城橋線(服部寿町5丁目～石橋)、事業所周辺の道路(服部寿町5丁目)
服部天神商店会	服部元町第1号線・第9号線・第12号線 服部元町第14号線・第15号線・第17号線 服部45号線、市有道路
寺内自治会	寺内1丁目、寺内2丁目区域の市道

(令和5年9月末時点)

アドプト・ロードおよびアドプト・リバー（大阪府の団体として活動）

団体名	活動場所
アドプト・ロード・上新田	新田小学校校区内
アドプト・ロード・ロマンティック街道	府道豊中龜岡線（野畠交番前交差点から少路北交差点まで）
神崎川・アドプト・リバー・神州町(三國製薬株式会社)	神崎川右岸（神州橋から上流約 800m 区間）
神崎川・アドプト・リバー・神州町(MGC フィルシート(株)大阪工場)	神崎川右岸（新三国橋から下流約 360m 区間）
アドプト・リバー・少路	桜の町6・7丁目
アドプト・ロード・島熊山	東豊中第 17 号線交差点から島熊山北交差点まで
アドプト・リバー・春日3丁目姫螢	千里川両岸（春日町2・3丁目）
アドプト・ロード・穂積	府道西宮豊中線（穂積1丁目6番地先）
アドプト・リバー・天竺川ホタルの会	新千里南町3丁目地内（新田橋から下天竺橋まで）
アドプト・リバー・旭丘 花の会	旭丘地内（旭ヶ丘橋から下流へ 210m 区間）
アドプト・ロード・大池 笑顔と花の道	本町南交差点北側から北へ 130m 区間（東側歩道部）
アドプト・ロード・螢池南町	螢池南町3丁目1番地から8番地までの区間
アドプト・リバー・千里園	千里園3丁目 15 番 18 号から 1 丁目 8 番 1 号まで（千里川春日橋から千里川橋まで）
アドプト・ロード・ポケットパーク	桜の町2丁目2番地先（交差点南東ポケットパーク）
アドプト・ロード・せんちゅうみどりの風	新千里東町1丁目5番（モノレール連絡橋）
アドプト・ロード・勝部	大阪池田線勝部交差点から勝部1丁目2番地南信号まで
アドプト・リバー・千里川(キープ千里川 ITM)	千里川梨高橋から千里川原田大橋まで
アドプト・リバー・箕輪	螢池南町1丁目 22 番 2 号地先から箕輪1丁目 18 番 10 号地先まで（千里川箕輪小橋下流 150m 地点から典正橋まで）
アドプト・ロード・豊中穂積	府道西宮豊中線深田橋から服部寿町3丁目交差点（西行歩道部）まで
アドプト・リバー・千里川(千里川をきれいにする会)	千里川野畠橋から千里川水田橋まで
アドプト・ロード・服部天神	府道豊中吹田線服部天神駅前から服部天神駅前交差点まで
アドプト・ロード・稻津町	国道 176 号稻津町 2-4-2 から稻津町 2 丁目南交差点付近まで
アドプト・ロード・岡町北	地方道伊丹豊中線克明小学校北側交差点から岡町交差点までの西行車線側の歩道および植栽

アドプト・ロード・上新田については新田小学校 PTA 新和会の団体名、アドプト・ロード・勝部については株式会社精研大阪支店の団体名、アドプト・ロード・服部天神については服部天神商店会の団体名で、市のアダプト活動もあわせて行っています。

(令和5年9月末時点)

⑤地域住民による公園等の自主管理協定制度・愛護活動制度

豊中市では、公園みどり推進課が管理している公園、緑地を対象に、地域住民による団体と市とが協働とパートナーシップによる管理・運営を図るため、地域住民団体と市との役割分担を明確にした協定を締結の上で地域住民が主体となって行う自主管理活動・愛護活動に対して支援を行っています。

※お問い合わせは公園みどり推進課まで

⑥豊中市で活動している市民公益活動団体（まちづくり・環境分野）

市内では、景観に関連するまちづくり・環境の分野において、ボランティア団体等のNPO（民間非営利組織）や自治会、企業等、さまざまな団体が市民公益活動の担い手として幅広く活躍しています。

市民公益活動支援センター

市民公益活動にすでに取り組んでいる人や、これから取り組もうとする人を応援するため、活動に役立つ情報の収集・発信を行うとともに、たくさん的人が出会い、交流できるようなさまざまな事業を実施する、市民活動の拠点として開設しています。

住所：豊中市庄内幸町4-29-1（庄内コラボセンター）

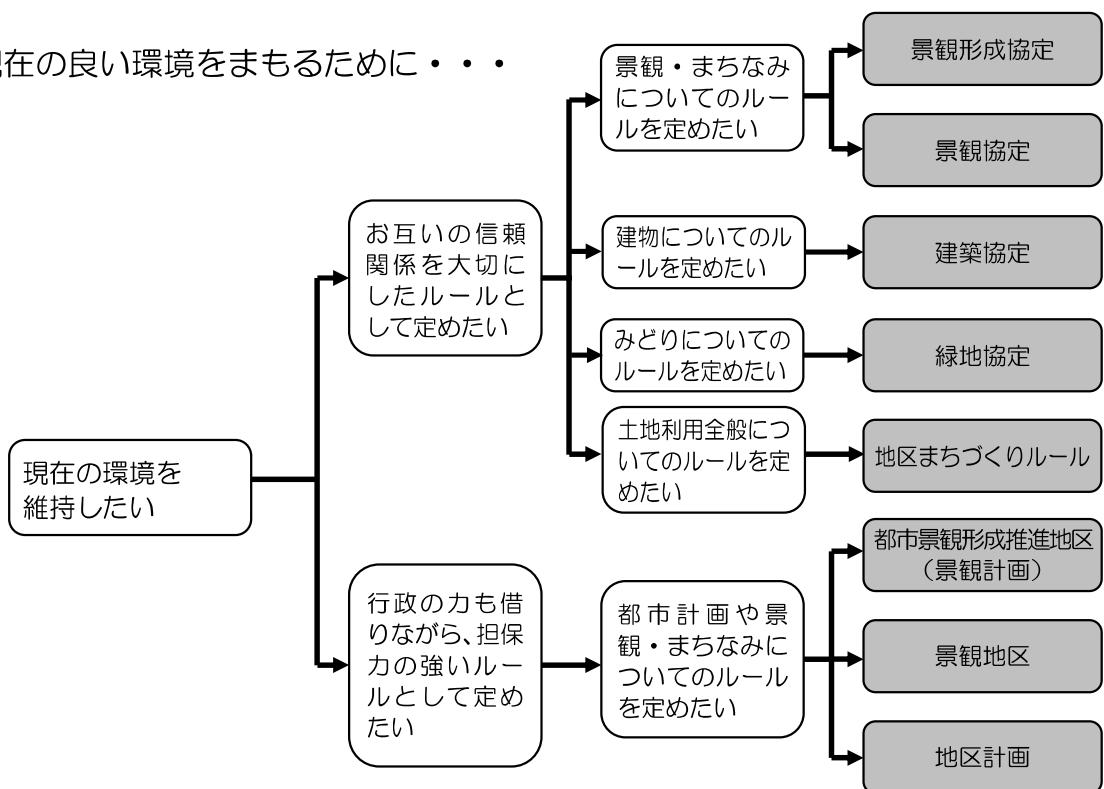
あわせて、ホームページでは、豊中市内で活躍する市民公益活動団体のデータベースから、各団体の活動目的、内容、代表者名、団体ホームページアドレス等の情報を見ることができます。

ホームページ URL https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/center/npo_dantai.html

(2) 地区で取り組む景観まちづくりの見取り図（制度の活用ガイド）

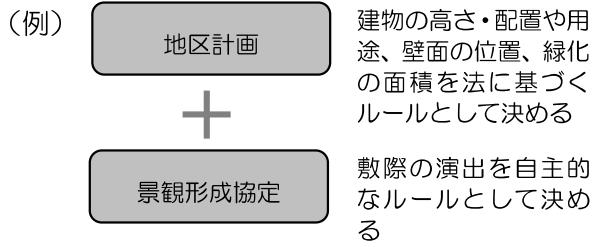
※それぞれの制度の詳細は 55~60 ページをご覧ください。

①現在の良い環境をまもるために・・・

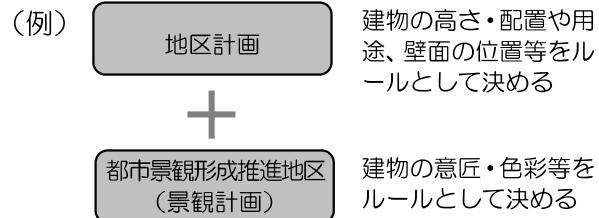


<こんな使い方も・・・>

○目的に応じて複数のルールを組み合わせる

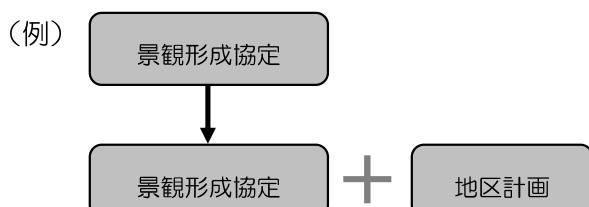


※基本的な事項を法に基づくルールで担保した上で、敷際は住民同士の自主的なルールとし運用の幅を持たせる

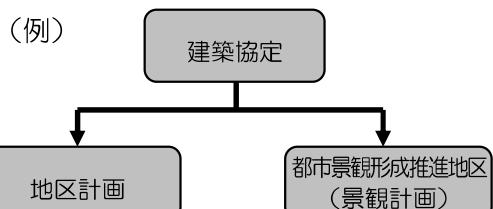


※目的（何をまもりたいか）に合わせて適切な手法を選択し、組み合わせて運用する

○住民の合意のもと、担保力を高める

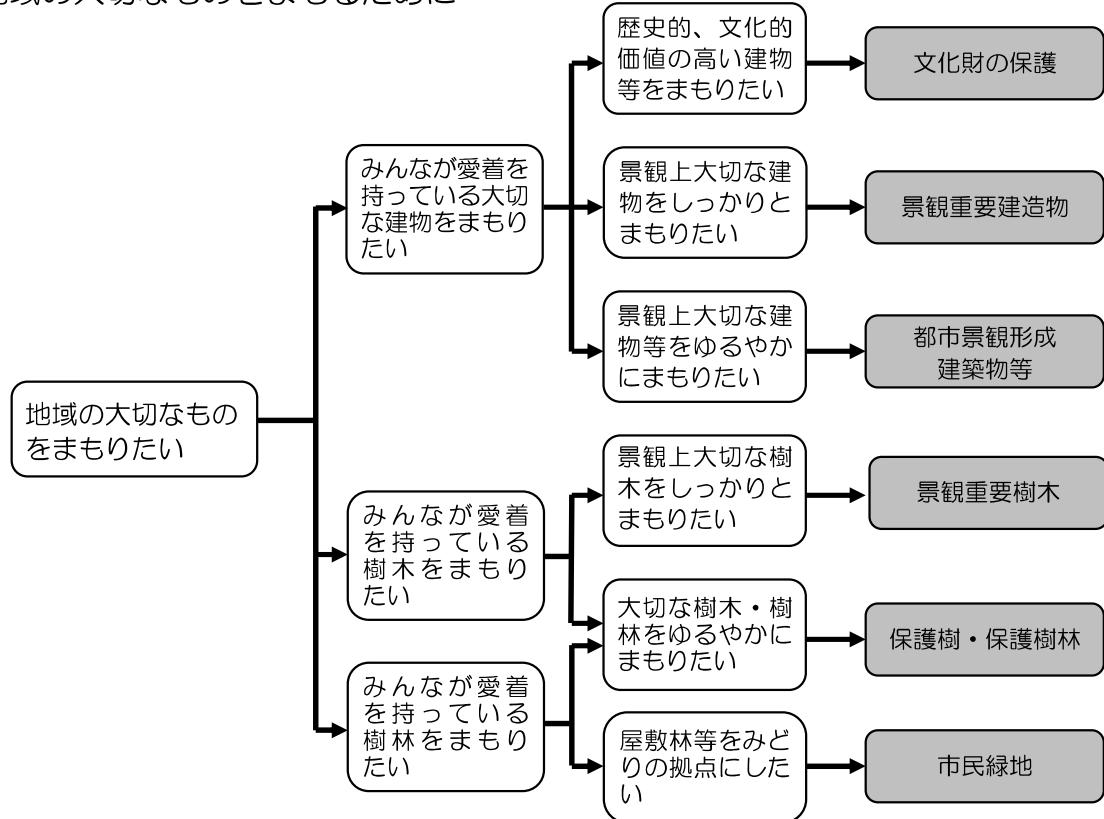


★地区的特性や課題に応じて景観形成協定+都市景観形成推進地区（景観計画）+地区計画といった組み合わせ也可能です。

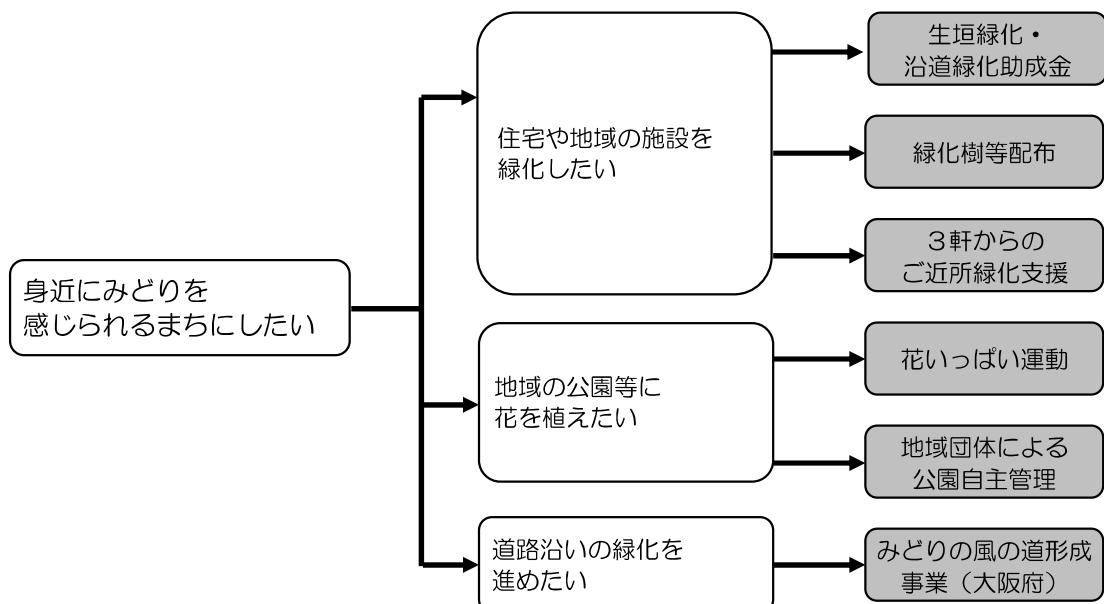


※開発事業者の一人協定から住民に継承された建築協定を住民合意のもとで法的担保力のあるルールに移行、地区計画（建物の配置等）・都市景観形成推進地区（景観計画）（建物のデザイン等）と使い分け

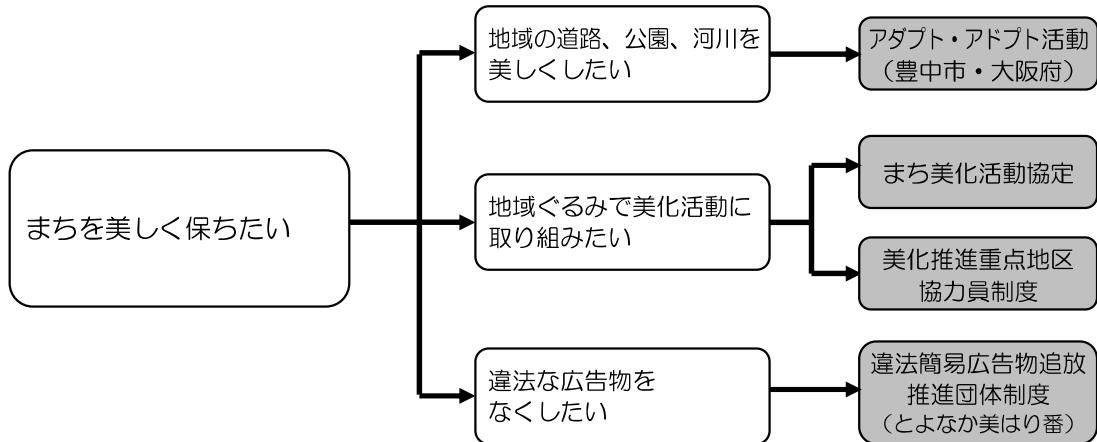
②地域の大切なものをまもるために・・・



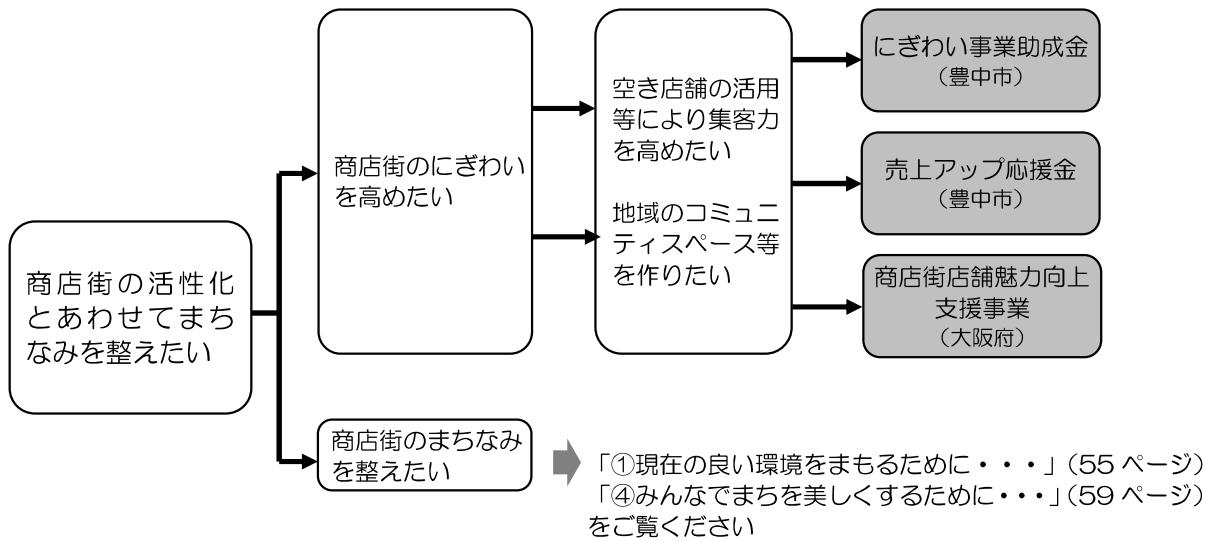
③地域のみどりを育むために・・・



④みんなでまちを美しくするために・・・



⑤商店街の魅力を高めるために・・・



(3) 景観やまちづくりに関わる制度（主なもの）

①現在の良い環境をまもるために・・・

種類	(根拠 制度)	概要	決められるルールの主な内容					合意形成のめやす	指定後の運用のしかたほか	問合せ先
			建築物 高さや配置等	デザイン	工作物	広告物	緑化			
建物の形や色、敷際等の景観に関するルール	(都市景観形成協定)	地元合意で締結された景観に関する協定を市が認定する制度です。	○	○	○	○	○	認定においては、区域内の地権者の <u>多数に支持</u> されていると認められることが必要です。	・有効期間を地域のみなさんで決定できます。 ・締結後は地域のみなさんで運営するものです。	都市計画課
	(景観法)景観協定	景観に関するルールを景観法に基づく協定として締結します。	○	○	○	○	○	協定に参加する <u>全員の合意</u> が必要です。	・有効期間を地域のみなさんで決定できます(5年以上30年以下)。 ・締結後は地域のみなさんで運営します。 ・権利者の移動があっても協定の効力は継続します。	
	(景観法・都市景観形成推進地区)	景観に関するルールを定めます。	○	○	○	○	○	区域内の地権者の <u>多数の方が合意</u> していることが必要です。	・地区住民等の申し出に基づき市が策定。 ・景観計画に位置づけ後は市で運用します。 ・基準にそぐわない建築行為等には市が勧告・変更命令を行うこともあります。	
	(景観法)景観地区	景観に関するルールを都市計画として定めます。	△ ※	○	○		○	区域内の地権者の <u>2／3以上が合意</u> していることを目安としています。	・指定後は市で運用します。 ・基準にそぐわない建築行為等は建築確認申請がおりません。	

※ 建物の高さと壁面位置のみです。

種類	(根拠)制度	概要	決められるルールの主な内容				合意形成のめやす	指定後の運用のしかたほか	問合せ先
			建築物 高さや配置等	テザイン	工作物	広告物			
建物の高さや壁面の位置、敷地等に関するルール	(都市計画法) 地区計画	都市計画に関わるルールを定めます。	○	△※	○	○	区域内の地権者の多数の方が合意していることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民等の申し出に基づき、市が策定。都市計画決定後は市で運用します。 基準にそぐわない建築行為等には市が勧告等を行うことがあります。 建築条例に定めた制限にそぐわない建築行為等は建築確認申請がおりません。 	都市計画課
	(建築基準法) 建築協定	建物に関するルールを協定として締結します。	○	○		○	協定に参加する全員の合意が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間を地域のみなさんで決定できます。 締結後は地域のみなさんで運営します。 権利者の移動があっても協定の効力は継続します。 	建築審査課
みどりに関するルール	(都市緑地法) 緑地協定	緑化に関するルールを協定として締結します。				○	協定に参加する全員の合意が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間を地域のみなさんで決定できます(10年を標準とします)。 締結後は地域のみなさんで運営します。 権利者の移動があっても協定の効力は継続します。 	公園みどり推進課
土地利用全般にかかるルール	豊中市地区まちづくり条例	土地、建物等の利用、その他の地区環境の整備のルールを定めます。	○	○	○	○	地区住民のおおむね2/3以上の同意が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間は1年間の更新制です。 締結後は地域の皆さんで運営します 	都市計画課

※ 形態意匠条例を市で定めれば、形態意匠に関する制限が可能です。

ルールづくり、応援します！～主な支援制度の概要～

(令和5年9月末時点)

建物のルールづくりの際に活用できる市の支援制度

名称	趣旨	支援内容	問合せ先
地区まちづくり支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成推進地区や地区計画など土地利用に係るルール作りに係る活動に必要な費用の一部を助成します。 ・土地利用のルール作りをめざして取り組む団体に専門家の派遣を行います。 ・地区まちづくりに必要な経費をクラウドファンディングにより調達する場合手数料の一部を助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 ・まちづくり講座 ・アドバイザー派遣 ・コンサルタント派遣 ・活動費助成 ・クラウドファンディング 活用支援助成 	都市計画課
千里ニュータウン地区における土地建物利用のルールづくりに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・千里ニュータウン内のルールづくりに対するコンサルタント派遣を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント派遣 ※千里ニュータウン内のみ 	都市整備課

②地域の大切なものをまもるために・・・

区分	制度	特徴	活用できる支援制度		
			名称	概要	問合せ先
歴史的、文化的な価値の高い建物等をまもる	文化財の保護（文化財保護法、府文化財保護条例、市文化財保護条例）	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的な価値が高い建物等を文化財として指定して保存します。 	豊中市指定文化財保存事業補助金	市条例による指定文化財の保存と公開のために必要な経費に対する助成	社会教育課
			豊中市文化財保存事業費補助金	法または府条例により指定された文化財の保存のために必要な経費に対する助成	
地域の景観上重要な建物等をまもる	景観重要建造物（景観法）	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっているような景観上重要な建物等を指定して保全します。 指定されると現状の変更行為に許可が必要となります。建築基準法上の特例措置があります。 	豊中市都市景観形成助成制度	外観の保存修景に必要と認めるものに対する助成	都市計画課
	都市景観形成建築物等（都市景観条例）	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっているような景観上重要な建物等を指定して保全します。 指定されると所有者に管理義務が付与されます。 	豊中市都市景観形成助成制度	外観の保存修景に必要と認めるものに対する助成	
地域の景観上重要な樹木をまもる	景観重要樹木（景観法）	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっているような景観上重要な樹木を指定して保全します。 指定されると現状の変更行為に許可が必要となります。 	豊中市都市景観形成助成制度	保存修景に必要と認めるものに対する助成	
地域で親しまれている樹木や樹林をまもる	保護樹・保護樹林	<ul style="list-style-type: none"> 地域で親しまれている古木や大木、樹林を指定して保護します。 樹木の大きさ等の指定基準があります。 	保護樹等助成金	保護樹または保護樹林の保護のために必要な経費に対する助成	公園みどり推進課
樹林地をみんなが楽しめる場所として開放したい	市民緑地	<ul style="list-style-type: none"> 市が土地所有者等と契約を結び、住民が利用できる形で公開します。 管理期間を地域のみなさんで決定できます（5年以上）。 市が土地所有者等と契約を結び、市が管理するか、市が地域団体等に管理を委託する方法があります。 	—	税制上の優遇措置 施設整備にあたっての補助	

③地域のみどりを育むために・・・

区分	活用できる支援制度				問合せ先
	名称	概要	対象		
個人	団体				
生け垣や樹木を植える	生垣緑化・沿道緑化助成金	・生垣の設置や樹木を植えるために必要な経費に対する助成を行います。	○		公園みどり推進課
マンションや地域の施設を緑化する	緑化樹等配付	・マンションや自治会等の施設を緑化するに必要な樹木等の配布を行います。		○	
ガーデニングやお花を育てる	3軒からのご近所緑化支援	・ご自宅でお花を育てるご近所3軒以上のグループに助成を行います。		○	
公園に花を植える	花いっぱい運動	・公園等に花を植える活動等に対する支援を行います。 ※府でも「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」と称し活動支援を行っています。		○	
地域の緑化を進める	みどりづくり推進事業（みどりづくり活動助成）	・地域住民やNPO等、さまざまな主体が協働で行う、校庭の芝生化や花壇整備等の地域のみどりづくり活動に対して助成を行います。		○	大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり地環境課
	みどりの風の道形成事業	・地域とともに公共空間と民有地を一体的に捉えた緑化プラン（マップ）を作成し、街路樹等のみどりの整備と民有地の緑化支援を併せて実施します。		○	大阪府 池田土木事務所 都市みどり課

④みんなでまちを美しくするために・・・

区分	活用できる支援制度				問合せ先
	名称	概要	対象		
個人	団体				
違法な屋外広告物をなくす	違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）	・地域内に設置された違法な屋外広告物をなくすために自治会等が市と協力して取り組む制度です。		○	美化推進課
地域の美化に取り組む	まち美化活動協定	・地域の美化に関するルールを協定として宣言し、自治会等が市と協力して美化活動に取り組む制度です。		○	
道路や公園等をみんなで清掃する	アダプト活動	・道路、公園、河川等の管理者（府または市）と協力して自治会等が清掃活動を行う制度です。 ※府でもアドプトプログラムと称し同様の活動支援を行っています。		○	
公園をみんなで管理する	地域団体による公園自主管理	・自治会等が市と協力して公園を自主的に管理する制度です。		○	公園みどり推進課

⑤商店街の魅力を高めるために・・・

区分	活用できる支援制度				問合せ先
	名称	概要	対象		
			個人	団体	
商店街のにぎわいづくり	豊中市にぎわい助成金	・まちの活性化を図ることを目的とし、来街者を多数呼び込むことにより、にぎわいを創出する事業等の充実を支援します。		○	魅力文化創造課
	豊中市売上アップ応援金	・地域の賑わい創出や消費喚起を目的とする商店街等の取り組みを支援します。		○	産業振興課
	大阪府商店街店舗魅力向上支援事業	・万博開幕やインバウンドの復活による国内外の旅行客を商店街に取り込み、商店街での観光・消費を促進します。		○	大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

(4) 広がっています！重点的な地区の景観形成

市内では、地域の特性や課題に応じ、景観形成に関するさまざまな手法を活用しながら、住民合意のもと、まもるべきまちのルールを定めている地区がこんなに広がっています。あなたのまちでも取り組んでいきませんか。

景観形成協定

新千里南町3丁目住宅自治会地区	(概要)
上新田1丁目及び2丁目地区	<ul style="list-style-type: none">建築物の用途や位置・規模・デザイン、敷際の演出等のほか、地域の街路樹を大切にすること等をルールにしています。自分たちのまちで良好な住環境をまもる取り組みが進められています。

都市景観形成推進地区

新千里南町2丁目地区	(概要)
永楽荘地区	<ul style="list-style-type: none">建物の色や大きさなどの景観に関するルールが法的に担保され、地区の特性に応じた良好なまちづくりがすすめられています。
新千里北住宅地区	
新千里南住宅地区	
北緑丘1丁目地区	
新千里北町2丁目地区	
新千里西町3丁目地区	

地区計画

千里中央地区	(概要)
東豊中第一団地地区	<ul style="list-style-type: none">建築物の用途や規模、位置、高さ、デザイン等、垣・柵の構造等、緑化率等の敷地内に関するルール、道路・公園等の配置等のルールが法的に担保され、地区の特性に応じた良好なまちづくりがすすめられています。
新千里西町B団地地区	
緑丘地区	
新千里東住宅地区	
新千里南町団地地区	
新千里西町団地地区	

少路2丁目地区	西緑丘3丁目地区
新千里南町1丁目地区	新千里東町近隣センター地区
北緑丘1丁目地区	新千里西町2丁目地区
新千里南町2丁目地区	新千里北町1丁目地区
待兼山町地区	永楽荘2丁目地区
永楽荘地区	新千里西町3丁目地区
新千里北住宅地区	新千里北町3丁目地区
新千里南住宅地区	新千里北町2丁目地区
緑丘4丁目地区	庄内・豊南町地区（防災街区整備地区計画）

建築協定

豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定
豊中市野畠南土地区画整理事業地区建築協定
待兼山町南地区建築協定
豊中プレミアム建築協定
旭丘テラスハウス地区建築協定
ドリームハウス旭丘建築協定
まちかねやま自治会建築協定
ヘーベルタウン豊中旭ヶ丘建築協定
ファインコート豊中刀根山建築協定

(概要)

- 建築協定では、建築物の形態や構造、用途、意匠や建築設備等、建築物に関することをルールにしています。
- 自分たちのまちで良好な住環境をもつ取り組みが進められています。
- 住宅地を開発する事業者が、宅地分譲を開始する前に建築協定を結び、建築協定付き住宅地として販売する取り組みもあります（一人協定）。

緑地協定

東豊中町6-1地区緑地協定
ファインコート豊中刀根山緑地協定

(概要)

- 緑地協定では、樹木等の種類や場所、垣・柵の構造等、緑化に関する事をルールにしています。

地区まちづくりルール

永楽荘地区

(概要)

- 豊中市に登録した地区まちづくり活動団体は、地区まちづくりに関する自主的な取り決めを地区まちづくりルールとして市に登録しています。

風致地区

大石塚風致地区
稻荷山風致地区
東豊中風致地区
服部風致地区

(概要)

- ・風致地区では、建築物・工作物の新築等にあたって、一定の規制のもと、風致に富んだ良好な都市景観の形成がすすめられています。

(令和5年9月末時点)

(5) 守っています！都市景観の保存

本市では都市計画の形成上保存する価値があると認める重要な建築物や工作物、その他の物件を、さまざまな制度を活用し保全します。

都市景観形成建築物等

高木邸（岡上の町1丁目）
渡場のクスノキ（豊南町東3丁目）

(概要)

- ・都市景観形成建築物等は豊中市都市景観条例第27条第1項に基づき指定しています。

(令和5年9月末時点)

豊中市都市景観形成マスタープラン
〔第2期推進編〕
令和6年（2024年）4月
編集・発行 豊中市

